

地域女性活躍推進交付金事業実施計画書(市町村分)

都道府県名:大阪市

1. 事業名		女性のつながりサポート事業									
2. 実施期間		令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日									
3. 女性活躍推進法に基づく 推進計画策定時期 (策定予定時期)		令和3年3月 (策定済・策定予定)※どちらかにマルをつけてください。		計画期間(予定)		R3 ～ R7					
4. 地域の実情と課題 ⇒要件①「地域性」		女性 は、経済社会における男女が置かれた状況の違いなどを背景として、貧困などの生活上の困難な状況に陥りやすい傾向にあり、また、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとして、社会的に弱い立場にある人びとに、より深刻な状況をもたらした。男女共同参画の視点に立ち、生活上の困難に直面する人びと、特に女性の実情に応じた支援が求められている。 ・大阪府における出産、子育て等による離職が多くあると考えられる35歳～44歳の女性の就業率は、令和4年では令和元年から2. 3ポイント上昇して74. 2%となり、全国平均(78.4%)と比較して差は縮まっているものの依然として下回る水準となっている。 ・女性の雇用者に占める非正規雇用の割合は、令和4年では大阪府、全国ともに5割強にのぼり、男性の同じく2割強と比べると格段に高くなっている。 ・また、所定内給与額は男女間で格差が生じており、大阪府における男女間賃金格差は、令和4年で女性は男性の約76%の水準となっている。									
5. 事業の趣旨・目的 ⇒要件①「地域性」		女性が抱える困難な問題は、近年複雑化、多様化、複合化しており、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとして、就業面から生活面にわたって困難・課題を抱える女性の問題が顕在化した。こうした状況をふまえ、孤独・孤立で不安を抱える女性や、様々な困難・課題を抱える女性に対して、社会とのつながりの回復に向けた支援を行うため、SNS相談業務を行うとともに、アウトリーチ支援・専門相談支援等による相談環境の充実を図る。									
6. 事業目標・重要業績評価 指標(KPI) (全体) ⇒要件②「見える化」				目標・KPI		目標値(時点)		現状値(時点)			
		①令和7年度まで(第5次男女共同参画基本計画期間中)の中長期目標		女性(25～44歳)の就業率(大阪府)		(アウトカム)		全国平均を上回る (R7)		76.30% (R3)	
		②令和7年度まで(第5次男女共同参画基本計画期間中)の重要業績評価指標(KPI) (※KPIは目標達成への事業進捗の測定指標)				()		()			
		③事業目標(全体)		相談者に実施するアンケートにおいて「前向きな気持ちになれた」と回答した割合		(アウトカム)		75% (R6)			
		④事業KPI(全体)				()		()			
7. 事業内容 ⇒要件①「地域性」 ⇒要件④「政策連携」		【事業方針】 ・令和3年度より実施しているSNSを活用した相談業務及び生理用品の提供について継続するとともに、孤独・孤立で不安を抱え、何らかの支援を必要としているにもかかわらず、自ら助けを求めたり、外出や支援窓口などへのアクセスが難しい状況にある女性に対し、アウトリーチ支援・専門相談等、相談環境の充実を図る。 ・多様な事情や背景のある相談者の悩みや困難の背景にある問題を聴き取り、様々な可能性を想定しながら状況を正しく把握し信頼関係を築いたうえで、相談者の困りごとや苦しみに寄り添い、課題を整理しながら励まし、不安を取り除くために一緒に考え、適切な支援・制度につなげる。 【事業内容】 (1) SNSを活用した相談業務(本交付金により実施した事業の拡充) 新型コロナウイルス感染拡大の影響による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や様々な困難・課題を抱える女性の多様な悩みに対応するLINEを活用した相談業務を実施。1日当たりの相談件数が増加傾向にあること(R3 約7件/日⇒R4 約10件/日)、こころの相談が増加傾向にあり(R3 約30%⇒R4 約39%)寄添った支援が必要であることから、令和5年度より相談員を2名から3名に増員している。また、令和6年度より連続した5日間以上の集中期間を実施する。 (2) 広報・周知 (本交付金により実施した事業の拡充) 相談窓口が、効果的にターゲットに届き、認知されるような広告を作成する。特に市政に興味・関心がないと思われる若い世代に対し、より効果的な結果が得られるような広報を実施する。 (3) 生理用品の提供 相談窓口へつなげるきっかけづくりを目的として生理用品を提供。 (4) アウトリーチ型支援業務 行政からの必要な情報が届いていなかったり、相談に至らなかった女性に対して、アウトリーチ型支援を実施。(大学・ハローワーク・子ども子育てプラザ・子ども食堂・国際交流センター等) (5) 専門相談業務 相談者の課題解決に資するよう、弁護士や医師・ファイナンシャルプランナー等、専門的な相談を実施。									
8. 事業の実施により 期待される効果		NPO等の知見や能力を活用し、生理用品の配布や困難不安を抱える女性に明確なターゲットイングをした広報、アウトリーチ型支援・専門相談等を実施し、これまで行政の相談につながっていなかった、孤独・孤立で不安を抱える女性や、様々な困難・課題を抱える女性に対する支援につなげる。									
9. 事業効果の検証及び 今後の課題の整理方法		相談を受けて「前向きになった」と答えた市民の割合から効果を検証する。									
10. 事業の実施体制 ⇒要件③「官民連携・地域連携」		連携体制の名称		女性活躍推進法に基づく協議会の設置状況							
				設置の有無			設置(公表)時期			※連携体制が、法に基づく協議会の場合「○」を選択	
		構成団体									
		各構成団体の主な連携内容									
他の地方公共団体との連携											
11. 女性活躍推進法に基づく 国の「女性活躍推進に向けた 公共調達及び補助金の活用 に関する取組指針」に準じた 公共調達における取組		▼いずれかに○		▼②選択時のみ入力		▼取組内容(①、②選択時のみ入力)					
		○	①実施済			・区役所庁舎等の清掃業務委託の総合評価落札方式による事業者選定において、「えるぼし認定」や「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証(※)」を受けている場合等に加点評価している。					
			②実施予定	⇒ 年 月から		・男女共同参画・女性活躍推進関連事業の公募型企画競争方式による事業者選定において、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証(※)」を受けている場合に加点評価している。					
			③検討中			(※)大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証:法令の遵守に留まらず、「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」「仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)支援」「男性の家庭参画支援」について積極的に推進する企業等を、本市が一定の基準に則り認証					
			④実施予定なし								